

産業労働部

産業観光委員会

【議案関係資料】

（追加提案分）

9月17日提出

令和7年第2回定例会（9月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和7年9月17日
産業労働部

【補正予算関連（追加提案分）】

産業政策課	被災事業者事業継続支援事業について……………	3
雇用労働政策課	賃上げ緊急支援事業について【新規】……………	4

被災事業者事業継続支援事業について

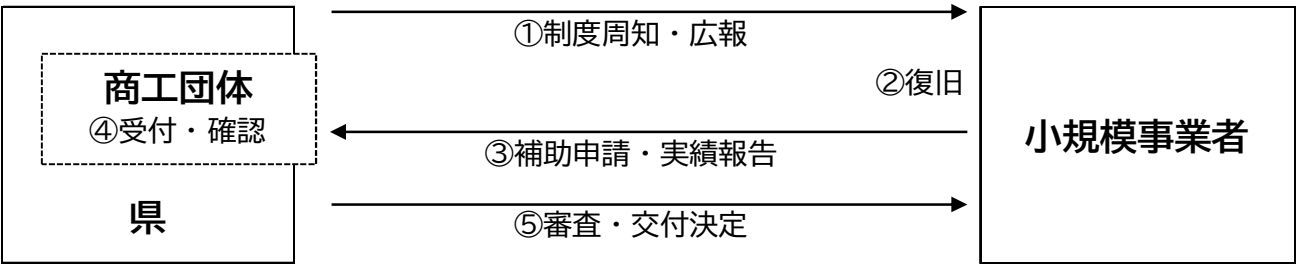
産業政策課

1 目的

大雨に係る災害により被害を受けた小規模事業者の事業継続を支援するため、施設・設備の復旧に要する経費を助成する。

2 概要

- ・補助対象 災害救助法が適用された8月20日以降の大雨災害から復旧し、事業を継続する県内の小規模事業者
- ・対象経費 被害を受けた施設・設備の修繕費、設備の購入費等
- ・事業期間 令和7年8月20日から令和8年2月27日まで（事前着手を認める）
- ・補助率 2／3以内
- ・補助上限 500千円（下限：100千円）



3 予算額

5,000千円（補助金）
財源内訳 〔 国（2／3以内） 3,333千円 〕
〔 一 1,667千円 〕
（自治体連携型補助金（災害救助法）活用）

〈小規模事業者の定義〉

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業 （宿泊業・娯楽業除く）	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業 製造業その他	20人以下

※「商工会及び商工会議所による
小規模事業者の支援に関する法律」

賃上げ緊急支援事業について【新規】

雇用労働政策課

1 目 的

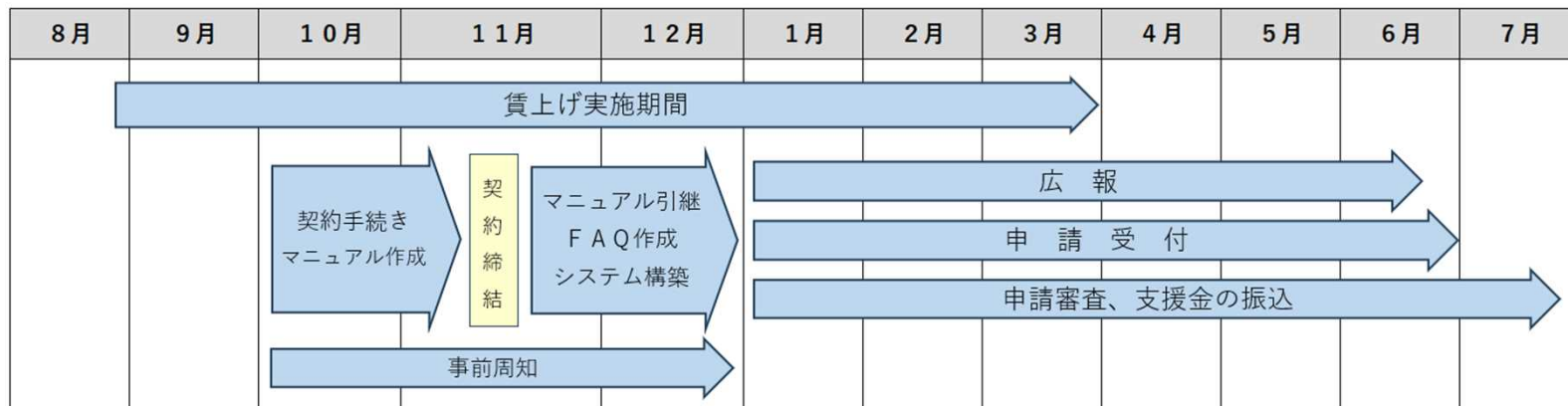
最低賃金の大幅な引き上げにより大きな影響を受ける中小企業等の負担の激変を緩和するため、緊急的な措置として支援金を交付する。

2 概 要

- ・ 支援対象者 県内に事業所を有する中小企業や個人事業主等（公益法人、協同組合、個人事業主（従業員を1名以上雇用しているものに限る）等を含む）
- ・ 支援要件 令和7年8月25日以降に時間給1,000円以下の従業員の賃金を1,031円以上に引き上げること
- ・ 支給額 正規雇用労働者 1人当たり 5万円
非正規雇用労働者 1人当たり 3万円
- ・ 限度額 1事業所当たり 50万円
- ・ 受付期間 令和8年1月～6月
- ・ 委託予定先 秋田県中小企業団体中央会



3 スケジュール



4 予算額

902,813千円（委託料）

財源内訳 [⊖ 902,813千円]

委託料の内訳	〔	支援金	840,000千円		
		〔	正規雇用労働者	50千円	× 6,000人
			非正規雇用労働者	30千円	× 18,000人
		人件費	39,420千円		
運営費等	〕	23,393千円			